＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

株式会社エヌリンクス　定款

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平成２２年３月１１日	会社成立
平成２７年５月２９日	定款変更
平成２７年９月１日	定款変更
平成２８年６月１日	定款変更
平成２９年１月１８日	定款変更
平成２９年２月７日	定款変更
平成２９年１２月２５日	定款変更
平成３０年３月３日	定款変更
平成３１年３月１日	定款変更
令和２年５月２８日	定款変更
令和３年５月２８日	定款変更

定款

第１章 総　　則

（商　　号）

第１条　当会社は、株式会社エヌリンクスと称し、英文では、NLINKS Co., Ltd.と表示する。

（目　　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

１．放送受信料の契約・収納業務
２．企業の商品・情報、サービスに関する販売促進、販売代理店及び販売業務のアウトソーシング受託業務
３．太陽光発電・その他関連商材の販売
４．インターネットなどを利用したデジタルコンテンツの配信や情報提供
５．インターネット、携帯情報端末機、テレビ、ラジオ等の通信網及び出版物による広告業務
６．ゲームソフトウェアを含むデジタルコンテンツの企画、開発、販売、販売仲介、輸出入の運営に関する事業
７．アプリケーションソフトの開発・運営及び開発・運営受託に関する事業
８．ネットワークに関するシステムの分析、企画、設計
９．動画の企画、制作及び販売に関する事業
１０．動画投稿者、芸能タレント、音楽家などの育成及びマネージメントに関わる事業
１１．デジタルマーケティング、web プロモーションによる販売促進事業
１２．web サイトの運営及びコンサルティング事業
１３．著作権、意匠権、商標権の取得、販売、使用許諾並びにその管理運用事業
１４．キャラクターグッズの企画、制作、販売に関する事業
１５．インターネットビジネスに関するコンサルティング事業
１６．企業の経営、財務及び営業に関するコンサルティング事業
１７．広告の企画、制作及び広告代理店に関する事業
１８．コールセンターサービス事業

１９.各種商品の企画及び販売
２０.労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
２１.職業安定法に基づく有料職業紹介事業
２２.不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理
２３.不動産に関するコンサルティング
２４.損害保険代理業
２５.前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)
第３条　当会社は、本店を東京都豊島区に置く。

(機関の設置)
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査役
３．監査役会
４．会計監査人

(公告方法)
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合の広告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　株　式

(発行可能株式総数)
第６条　当会社の発行可能株式総数は、２，４００万株とする。

(自己の株式の取得)
第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)
第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）

第１１条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章 株主総会

（株主総会の招集）

第１２条 当会社の定時株主総会は、毎年５月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときにこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年２月末日とする。

（招集権者及び議長）

第１４条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第１５条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う

(議決権の代理行使)

第１６条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第１７条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第１８条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第１９条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第２０条 取締役は、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２１条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２ 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２ 取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２３条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２ 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第２５条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２ 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２６条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規則）

第２７条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第２８条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任の一部免除）

第２９条 当会社は、会社法第 423 条第１項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第 425 条第１項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

２ 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第３０条 当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任の方法）

第３１条 監査役は、株主総会において選任する。

２ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第３２条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２ 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（補欠監査役の選任に係る決議の効力）

第３３条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役会の招集通知）

第３４条 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２ 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第３５条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第３６条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規則）

第３７条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の報酬等）

第３８条 監査役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。

（監査役の責任の一部免除）

当会社は、会社法第423条第１項の行為に関する監査役役（監査役であった者を含
第３９条 む。）の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第 425 条第１項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

２　当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任の方法）

第４０条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第４１条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第４２条 当会社の事業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第４３条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年２月末日とする

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第４４条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第４５条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。